ESTパートナーシップ制度 会員規約

(名称)

第1条 本制度は、ESTパートナーシップ制度(以下「制度」という。)と称する。

(目的)

第2条 ESTの普及をより一層推進するためには、多くの地域で様々な主体による交 通環境対策の取組みが望まれることから、主体者間の情報交換・共有化による レベルアップや連携強化につなげることを制度の目的とする。

(支援)

- 第3条 制度は、前条の目的を達成するため、会員に対し次の支援を行う。
 - (1) 会員専用サイトを通じた情報交換・共有化
 - ・ 会員が行う主な取組の閲覧
 - ・ 掲示板での投稿・閲覧
 - 有償研修会開催結果の閲覧
 - ・ 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 (以下「エコモ財団」という。) 関連催事の優待
 - (2) 会員が行う催事を通じた情報交換・共有化
 - EST普及推進委員会名義の使用 及び ESTマークの使用許可
 - EST普及推進委員会の活動に参加する有識者等の紹介
 - ・ 会員が行う催事の周知に関する協力
 - ・ エコモ財団作成資料の提供
 - ・ 会員が行う催事の企画に関する相談
 - (3) その他前条の目的を達成するために必要な支援

(運営)

- 第4条 制度の運営に係る基本的な事項 及び その他の重要事項は、環境的に持続可能 な交通(EST)普及推進委員会(以下「委員会」という。)において決定す る。
 - 2 制度の運営 及び 事務は、委員会の事務局であるエコモ財団が行い、制度の事務局(以下「事務局」という。)とする。

(会員)

第5条 会員は、第2条に定める目的に賛同する地方自治体、事業者、特定非営利活動 法人等の団体とし、会員登録を申し出、事務局であるエコモ財団が受付、内容 を確認し、適正と判断された場合に登録される。

- 2 登録の単位は団体の部署ごとを基本とし、個人の登録は受け付けない。
- 3 会員は、入会及び会員資格維持要件として、アンケートの回答を必須とし、普 段取り組まれている交通環境対策などの情報を事務局に提供する。
- 4 登録の手続に係る事項は、委員会の定めるところによる。

(会員資格の停止)

第6条 本規約に違反した会員や、委員会 若しくは 事務局から不適切と判断された会員に対し、事務局は会員資格を停止することができる。

(会費)

第7条 会員が定期に支払うべき会費は、原則として求めないものとする。

(成果)

第8条 制度を通じて得られた成果 (アンケートの結果や掲示板のコメント等) は、原 則として会員専用サイトに掲載するものとする。

(成果の取扱)

第9条 会員は、制度を通じて得られた成果を利用し、第三者へ販売を行うことはできない。

(期間)

第 10 条 制度の運営は、平成 25 年 3 月 15 日から第 2 条に定める目的を達成するまで の間とする。

(雑則)

第 11 条 この規約に定める事項のほか、制度の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

付則

この規約は、平成25年3月15日から施行する。